

企業総第2010号
平成21年 3月 2日

建設計画課長
配水管理課長
久志浄水管理事務所長
石川浄水管理事務所長
北谷浄水管理事務所長
西原浄水管理事務所長
水質管理事務所長

殿

企業局長
(公印省略)

請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約書
第25条第5項の運用について

みだしについて、別紙1のとおり土木建築部長から参考送付がありますが当局も同様に扱うこととしたので通知します。

また、運用基準について別紙2のとおり定めたので通知します。

適用日 : 平成21年2月23日

土企第2297号
平成21年2月23日

総務部長
文化環境部長
福祉保健部長
観光商工部長
農林水産部長
教育長
警察本部長
宮古支庁長
八重山支庁長
企業局長
病院事業局長

殿

土木建築部長
(公印省略)

請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約書
第25条第5項の運用について

みだしのことについて、土木建築部において別添のとおり取り扱うこととしたので
参考までに送付します。

担当者

土木建築部土木企画課
建設業指導契約班 真栄城
TEL:098-866-2384



平成21年2月23日
沖縄県土木建築部

請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約書
第25条第5項の運用について

建設工事工事請負契約書第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「建設工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年7月11日付け土企第824号。以下「運用通達」という。）及び「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月29日）に定めたところであるが、単品スライド条項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合については、「建設工事請負契約書第25条第5項の運用について」に加え、下記のとおり運用通達を読み替えること等により対応することとしたので、適正に措置されたい。

記

1. 運用通達記1.（主要な工事材料）中、(1)を次のとおり読み替える。

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各材料の単価

p' ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D ：4.の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k ：落札率

2. 運用通達記2.（スライド額の算定）中、(1)、(2)及び(3)③を次のとおり読み替える。

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_n \times D_n \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

M_{当初} : 価格変動前の金額

M_{変更} : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1. に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5. (1) により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)のM_{変更}を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM_{変更}に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5. (3) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1) ②の平均価格を乗じて得た金額。

3. 運用通達記3. (価格変動後における単価の算定方法) 中、(1) を次のとおり読み替えるものとし、(2) については適用しない。

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

- ① 鋼材類及びその対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

- ② 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月におけ

る実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

4. 運用通達記4.（対象数量の算出方法）中、（1）③（附則第3項による改正後）については、③及び④）を次のとおり読み替える。

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

5. 運用通達記5.（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）標題中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、（1）中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたとき」と、（2）中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、（3）中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。

6. 運用通達記8.（請負代金額の変更手続）（2）中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。

7. 運用通達記9.（全体スライドを行う場合の特則）中「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「各材料の単価」と読み替える。

附 則

1. この通知は、平成21年2月23日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成21年3月31日以前である工事に係る運用通達記8.（1）の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成21年2月27日まで」とする。
3. 運用通達の一部を次のように改正する。
記4.（1）③を④とし、③に次のように加える。
③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

単品スライド条項の減額となる場合の運用基準について

沖縄県企業局では、平成 20 年 7 月 11 日以降、価格高騰の著しい鋼材類、燃料油及びその他材料を対象に、局が発注する工事において、工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）のルールを定めて運用してきたところです。

しかし、その後燃料油や一部の鋼材類において価格が下落していることから、減額となる場合の単品スライド条項の運用基準を定めました。

1 対象となる主要な工事材料と対象工事

【主要な工事材料】

- ・「鋼材類」（H型鋼、異形棒鋼、ダクタイル鋳鉄管、鋼管など）
- ・「燃料油」（軽油など）
- ・「アスファルト類」
- ・「その他材料」

【スライド適用の対象工事】

- ・適用日現在契約中及び今後契約する工事で、工期が適用日以降の工事。
- ・実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも 1% 以上変動していると予想される工事。
- ・ただし、部分払い済みの工事については、部分払い以外が対象。

2 スライド条項の適用手続

(1) 請求時期、契約変更の時期

工期末の 2 月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出

甲は、乙が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出を求めることができる。

3 スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕

現場に搬入された月の実勢価格

（注 1）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

（注 2）実勢価格は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格

〔燃料油〕

購入された月の実勢価格

（注 1）複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

(注3) 実勢価格は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格

[アスファルト類]

現場に搬入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

(注2) 実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格

[その他材料]

鋼材類に準ずる

4 スライド額の計算で用いる対象数量

[鋼材類]

- ・設計図書に記載された数量
- ・また、甲の設計数量の範囲内で加工によるロス分を対象数量とすることができる
- ・任意仮設に計上されている数量は対象外

[燃料油]

- ・設計図書に記載された数量
- ・現着単価で設定されている各種資材の運搬や、共通仮設費に含まれる建設機械等の運搬及び分解・組立に必要な燃料油は対象外
- ・任意仮設に計上されている数量は対象外

[アスファルト類]

- ・設計図書に記載された数量
- ・また、甲の設計数量の範囲内で施工によるロス分を対象数量とすることができる
- ・任意仮設に計上されている数量は対象外

[その他材料]

- ・設計図書に記載された数量

5 スライド額 (S) の計算

【鋼材類】	{ 搬入月の実勢価格—設計時点での実勢価格 }	×	対象数量
【燃料油】	{ 購入月の実勢価格—設計時点での実勢価格 }	×	対象数量
【アスファルト類】	{ 搬入月の実勢価格—設計時点での実勢価格 }	×	対象数量
+) 【その他材料】	{ 搬入月の実勢価格—設計時点での実勢価格 }	×	対象数量
+) スライド前の請負代金額の1%相当額			

スライド額 (S)

6 本運用基準の適用施行日

平成21年2月23日

7 その他

工期末が平成21年3月31日以前である工事についての変更請求は、平成21年2月27日まで